

第4節

日本社会の国際化への対応

【総論】

今日諸外国との人の交流が活発化する中、海外の日本大使館及び総領事館においては、観光等諸外国と日本との間の「人的交流の促進」及び「日本社会の安全・安心の確保」という両方の社会的要請にこたえ

られるような査証審査に努めている。また、今後着実に増加することが予想される在日外国人に対しても、諸外国及び関係省庁と連携しながらきめ細かい対応に努めている。

【各論】

1. 交流の促進と日本社会の安全・安心の確保

人的交流促進のための査証の措置として、韓国との間では、2006年3月から短期滞在の査証免除措置を実施している。また、中国に対しては、2005年7月から、団体観光査証の発給対象地域を中国全土に拡大しているが、2007年5月末からは、団体観光査証の申請を中国にあるすべての日本公館（香港地域は短期滞在査証免除のため除く）で受け付けるようになった。これらの効果もあり、特にアジアを中心として、訪日外国人数は大幅に増加している。

一方、日本社会の安全・安心のために、2007年には、タイ、フィリピン、中国、イラン、トルコ、韓国との間で領事当局間協議を行い、不法滞在や犯罪の防止に向けた

二国間の対話・協力を更に強化した。また、来日外国人の重大な人権侵害につながる人身取引問題や外国人研修・技能実習制度の不適正な運用問題を防止するための協力についても話し合った。査証発給においても、不法滞在や犯罪を企図する外国人の入国を阻止するため、審査を厳格にしている。例えば、犯罪歴のある者が他人を装って入国しようとしたり、偽造文書で査証申請しようとしたりすることを防ぐために、本人であるか、真正な文書であるか等の確認を徹底している。また、人身取引を防止するため、「興行」査証や「短期滞在」査証の審査を一層厳格に行うなど種々の措置を講じた。

2. 外国人を巡る取組

近年、日本における外国人在留者数は増加を続け（現在約208万人）、全人口に占める割合は1.63%に至っており、今後も増加が見込まれる。この中でも1990年の出入国管理及び難民認定法の改正以降、日系ブラ

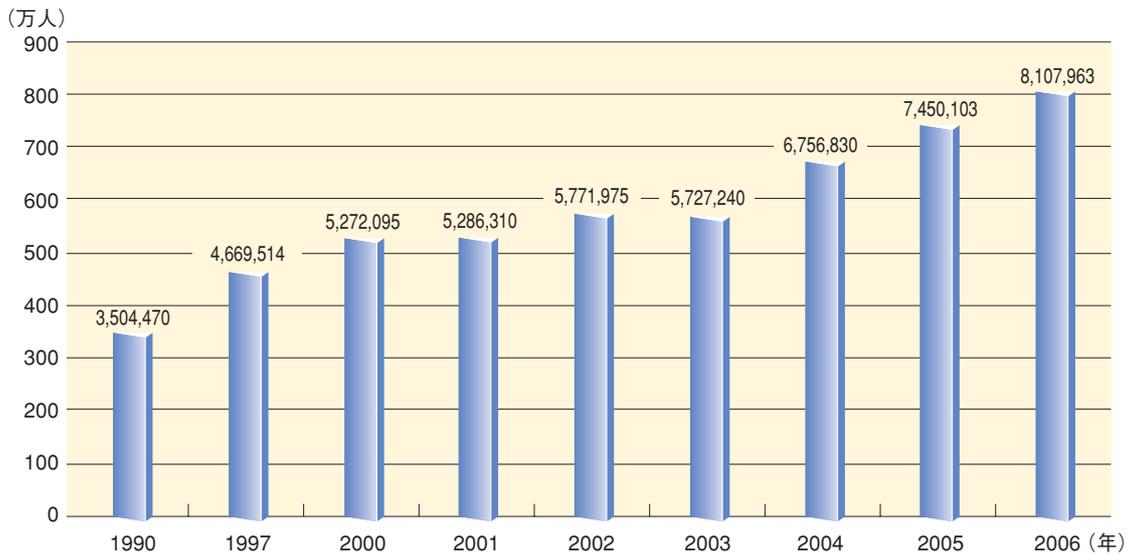
ジル人・ペルー人の増加が顕著であり、これに伴い文化、習慣や言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が顕在化しており、外国人を日本社会の一員として受け入れていくための総合的な取組が緊急の課題

となっている。

こうした外国人問題に対する社会的な関心の高まりを受け、政府部内で在日外国人の雇用、居住、社会保障等に係る状況の改善を図るための外国人の在留情報の把握の在り方に関する検討が行われるとともに、外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受容し、義務を果たすことを可能とする生活ができる環境整備への取組も始まっている。

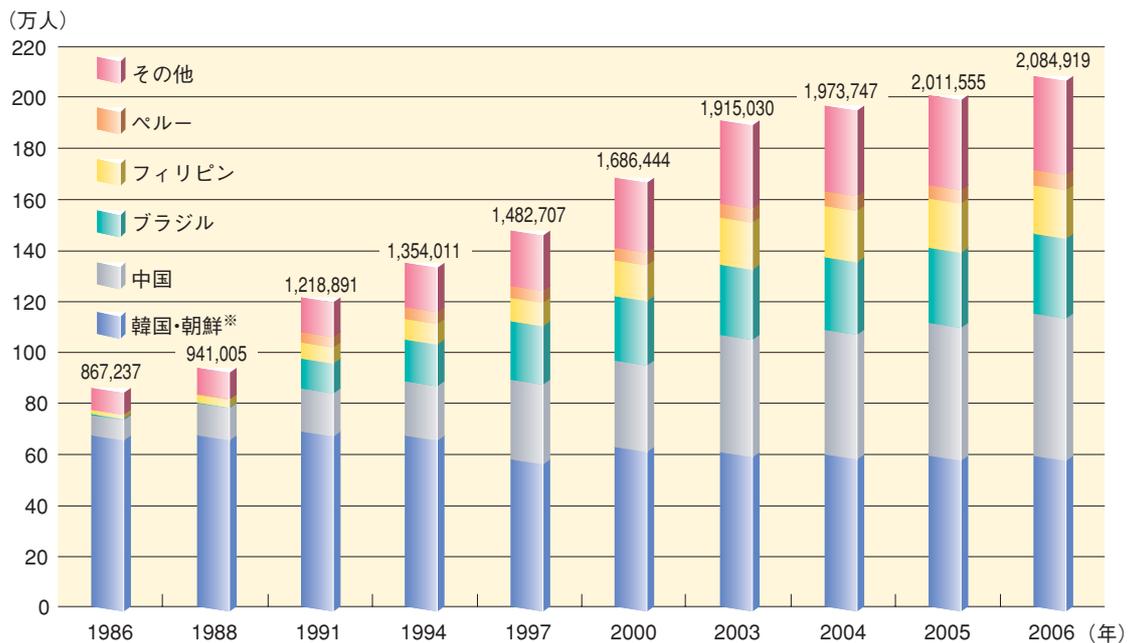
外務省は、外国人問題に関する国民の議論を促進する目的で、2005年から、毎年国際シンポジウムを開催している。2007年のシンポジウムでは、カナダ、EU（特にドイツ）の社会統合政策などの経験・知見を紹介し、外国人を巡る諸問題について活発に議論した。また、今後とも、諸外国の取組に関する情報提供など、在留外国人が多く居住する地方自治体との連携を強化し、この問題に積極的に対処していく方針である。

外国人入国者数の推移



出典：平成19年版出入国管理(法務省入国管理局)

外国人登録者数の推移



※「朝鮮」は、朝鮮半島から来日した朝鮮人またはその子孫を示す用語であって、国籍を表示するものではなく、外国人登録上その国籍欄に「韓国」と記載しないものを示す。

出典：在留外国人統計平成19年版(法務省入国管理局)